

※総第 014669号001公館宛

※昭和 61 年 3 月 22 日 11 時 38 分 45 秒受付

暗 略

秘
無期限
Y Y Y . Y Y

(回覧番号)

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 アジア局長
審議官
参事官
北東アジア課長
地域調整官
首席事務官

※発電係 1 2
起案 昭和 61 年 2 月 19 日
起案者 鈴木(通) 電話番号 2420

(※印欄内は電信課記入)

協議先

在 韓国 御 巫 大使 総領事 あて 外務大臣 発

件名 ツシマ イキ

対馬・壱岐における元朝鮮半島出身者埋葬遺骨問題

主管・文書記号

※電番

大至急

至急

パターン・コード

ア北

第 267 号

普通

(優先処理)

転電・転送・転報

※転電番号

大至急

至急

在

大 使 ・ 総 領 事 あ て

普通 (優先処理)

(ハ〇字)

客年貴電ヤ 1668号に因り、

※

01466954 優先

KANKOKU

漢

GB-1

外務省
(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(三〇〇年)

1. (1) 現在、本件遺骨は、58年・59年にわたり外務
・厚生両省において調査・発掘した45柱が
^{イ・キ}
竜崎の芦辺所納骨堂に仮安置されてゐる他、
^{イ・キ}
51年に民間団体が竜崎より発掘（右発掘に
際しては、長崎県の担当職員の下合いの下に
上記外務・厚生両省の調査・発掘の際と同
一の地元住民の協力を得た由）した80数柱
が広島県の寺（^{イ・キ}）に仮安置されてい
る。

（上記双方の遺骨は、竜崎の地元住民の証
言及び発掘場所等同一条件下で発掘さ
れたものであり、いずれも朝鮮半島出身
者のものであると極めて高い確度で推
定し得るものである。）

(2) 我が方としては、外務・厚生両省発掘の45

外務省

GB-3

柱については、早期に韓国政府に返還あべく
既に韓国政府より引取り意思の確認を得て
いるものの、石遺骨の埋葬に伴う経費負担に
つぎ、内閣府の調整がつかないままとなっ
ている。

(3) しかしながら、このまま放置あべき問題で
はなく、人道的見地よりも早急に本件遺骨（
民間団体の発掘した遺骨も含め）は韓国政
府に返還し、故郷でぬんごろに埋葬されるべ
きものと考えている。

ふ、については、貴館より韓国側に対し、上記1.の状
況をふまえて、次の点を再度照会ありたく、
結果回電ありたい。

(1) 当方としては上記1.(1)のしだいもあり、民
間団体の発掘した遺骨も併せ韓国政府に返